

租税資料館協賛シンポジウム報告書

名称：国際シンポジウム 「グローバル・エコノミーと租税法からの応答―日独の場合」
主催：早稲田大学法学部
共催：独日法律家協会、早稲田大学比較法研究所
協賛：租税資料館 TKC DATEV KPMG
日時：2018 年 5月 25 日（金）9：00 ～ 18：00
会場：早稲田大学早稲田キャンパス 8号館 3階 大会議室
参加者数：182名
成果の概要 <p>日本とドイツは共にそれぞれの経済圏で中心的地位を占める国であり、本シンポジウムでは、急速にグローバル化する経済に直面した両国の租税制度が採用している（あるいは採用すべき）アプローチについて、有益な議論を行うことを目標とした。本シンポジウムは、独日法律家協会の会長であるヤン・グロテア（Dr. Jan Grotheer）氏からの要請に基づいて企画され、駐日ドイツ大使であるハンス・カール・フォン・ヴェアテルン（Dr. Hans Carl von Werthern）氏、ドイツ連邦財政裁判所長（President Bundesfinanzhof）であるルドルフ・メリングホフ（Prof. Dr. h.c. Rudolf Mellinghoff）氏らを招いて行われた。</p> <p>本シンポジウムは基調報告に続く3部で構成される。まず、開会部において、ドイツ連邦財政裁判所長による「租税正義における国際的側面」と題する基調報告が行われた。</p> <p>第1部においては、ドイツと日本の租税法研究者が、世界規模で実行される国際的租税回避とその防衛策について議論した。具体的には、OECDにおける「税源浸食と利益移転（BEPS・base erosion and profit shifting）」プロジェクトにおける日独の対応についての報告が行われた。</p> <p>第2部では、タックス・コンプライアンスおよびタックス・ガバナンスの見地から、日独におけるグローバル租税マネージメント（移転価格税制を含む）に関する検討を行った。ここでは、主として執行上の観点から現行実務に携わる日独実務家による報告がなされた。</p> <p>第3部では、電子商取引と課税の関係について、両国の租税法研究者と実務家がそれぞれ報告を行った。ここでは、主としてUberやAirbnbに代表されるシェアリング・エコノミーに対する課税およびデジタル・コンテンツの国境を越えた移転に対する付加価値税（VAT）を取り上げた。</p> <p>また、基調報告および各3部それぞれには、質疑および司会者を挟んだディスカッションの時間が設けられ、たいへん有意義な議論が行われた。</p> <p>なお、本シンポジウムには、日本の租税法の基礎を創られた金子宏東京大学名誉教授・租税法学会元理事長、政府税制調査会会長である中里実東京大学教授・現租税法学会理事長に加え、寺田逸郎早稲田大学特命教授・前最高裁判所長官にも参加して頂くことができた。</p> <p>シンポジウム後に「森の風」（早稲田大学大隈記念タワー15階）にて開催されたレセプションにも多くの方に参加して頂き、和やかな雰囲気の中で議論の続きを行ってもらった。さらにその後は、関係者のみの意見交換会を持つこともできた。これは、前日（5月24日）の打合せと同様に、シンポジウムの各パートで報告あるいは司会を担当した関係者相互間の議論および反省を行</p>

う場として、大変有益であった。

本シンポジウムに関する事前のアナウンスは、早稲田大学比較法研究所のHPを通して行われたが、開催日一週間前の5月18日において、既に登録者が172名となったため、この段階でやむなく登録を打ち切った。最終的には、関係者を含めて、全体で182名の参加があり、そのうち本学の学生は48名であった。会場の広さとの関係で、座席数が足りなくなることが危惧されたが、幸いにも受付で入場をお断りする事態には至らなかった。

また、本シンポジウム終了後、ドイツ側の責任者であるグロテア博士から、今回と同じテーマのシンポジウムを、ほぼ同じ報告者によって、ドイツにおいて企画したいとの申出を受けた。本シンポジウムがドイツ側にとっても成功として評価された一つの証であると考えている。さらに、本シンポジウムの成果物として、「Journal of Japanese Law」への英語またはドイツ語による論文掲載を計画している。実現に向けて、当該雑誌のエディターであるProf. Dr. Harald Baum氏と連絡を密にしていきたいと考えている。

最後に、本シンポジウムの開催は、日本側の寄付者である租税資料館およびTKCからの多大な資金援助があってはじめて可能となったのであり、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

(早稲田大学法学部教授 渡辺徹也)



